

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和5年度 長商第84号
委託業務名称	空き町家流動化促進コーディネート業務
委託業務場所	長浜市中心市街地
業務の概要	<p>(1)湖の辺のいえモデル事業推進 令和4年度の町家再生バンク実践プログラム業務においてプランニングされた「湖の辺のいえ BIWAKO HOUSE」構想に基づき、物件所有者や出資者等関係者との調整等を行い、モデル事業の実現に向けた総合的なコーディネートを行う。</p> <p>(2)新たなモデル事業のコーディネート 湖の辺のまち長浜未来ビジョンに定める「リノベーションを推進するエリア」を中心として、面的利活用物件を発掘し、物件オーナー等の合意形成のもと、前述のモデル事業とは別のプランを作成する。</p>
履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年6月19日
契約額(税込)	2,400,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市元浜町7番5号</p> <p>[商号又は名称] 長浜まちづくり株式会社</p>
契約相手方の選定理由	<p>現状において民間事業者の参加が見込めない取組に対して、これまでの試行結果や調査等から蓄積されたデータ及びノウハウを十分に生かし、先導的な役割を果たす実証実験的な取組として実施するため、中心市街地活性化事業を官民一体となって取り組むために設立した第3セクターであり、前年度までの「町家再生バンク実践プログラム業務」の受託事業者である同社と随意契約します。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>